

# 【平成27年度 長南町社会福祉協議会事業計画】

## － 基本方針 －

今日、少子高齢化・人口減少社会の到来やライフスタイルの多様化・核家族化等の進行する社会情勢を背景に、官民を問わず様々な改革が進められております。

福祉分野におきましても、社会保障制度の見直しや、介護保険制度の改正、障害者総合支援法に基づく事業の取組みが強化されるなど、利用者の視点に立った福祉サービスが提供されるようになってまいりました。

また、一方では地域社会や家庭の様子が大きく変化する中で、子育てや介護をめぐる諸問題への対応、高齢者に対し社会的援護を必要とする方々への支援など、従来の社会福祉制度の枠組みでは対応することが難しい課題が、顕在化して来ている状況にあります。

本町においても、社会福祉に対する住民の意識は複雑多様化し、「地域福祉の推進」を目的とする本会に寄せる期待は益々大きなものとなって来ております。

同時に町等の財政状況は依然として厳しい状況にあり、補助金や委託事業費の圧縮、削減など福祉サービス利用者・事業者双方への影響が懸念される状況にあります。

このような現状を踏まえ、本会といたしましては、町民や時代の要望を的確に把握し、開拓性・即応性・柔軟性を活かした事業を行うため、ボランティアグループや高齢者をはじめとした町民の方々の参加と協力をいただきながら、町行政機関をはじめ、民生委員児童委員・福祉施設等の関係機関・福祉団体等とも更に一層の連携を図りながら、「**誰もが安心して暮らせる町づくり**」を目標に、努力してまいることを基本方針といたします。

以上の方針に基づき、次の事業を重点事業といたします。

## － 平成27年度重点事業 －

### (1) 「日常生活自立支援事業」の推進

千葉県社会福祉協議会からの受託事業として、郡市内においては茂原市社会福祉協議会が既に実施しております「**日常生活自立支援事業**」が、平成27年度から各町村社会福祉協議会においても実施の体制となりました。

つきましては、今後は、地域住民に理解を得る中で、一人でも多くの利用者が積極的に制度を活用できますよう事業を推進してまいります。

### (2) 「災害発生時活動対応マニュアル」の作成

平成27年度においては、災害時における円滑かつ速やかに対応できるような組織づくりを目指して、平成26年度に引き続き、「**災害対応発生時活動対応マニュアル**」の作成に努力してまいります。

### (3) 「地域福祉フォーラム」の支援

地区社協・小地域福祉活動として、友愛訪問・いきいきサロン活動を通じて、地域での要支援者把握・福祉のニーズを把握しております。

今後も、地域で見守り・支え・ともに生きる地域社会を目指して、誰もが暮らしやすい地域をつくるための「**地域福祉フォーラム**」の設置について一層の支援をしてまいります。

### (4) 「介護保険サービス」の充実

地域で暮らす高齢者を支える担い手として、地域ニーズを把握し社会福祉協議会が介護サービスを提供する意義・目的を明確にした事業を展開します。

また、適切な収支バランスと組織の安定化等の経営判断を見極め、より一層充実した質の高い介護サービスを提供できますよう努力してまいります。

### (5) 「給食サービス事業」の強化

給食ボランティアグループ「みのり会」の協力により、ひとり暮らし老人等の見守り活動を兼ねて、毎月3回の給食サービス事業を実施しております。

給食サービスの実施回数や見守り活動の方法について、利用者・ボランティア・関係者と調整を進め、利用者と地域住民の交流の機会を増やし、生活状況の把握に努めてまいります。

## 社会福祉協議会通年事業

事業名	事業内容
1. 広報活動・福祉意識啓発事業 福祉意識の啓発を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報「社会福祉ちょうなん」の発行(7月・3月)。 長南フェスティバルにて「社協コーナー」の開設。</li> <li>● ホームページを活用した福祉情報の発信。</li> </ul>
2. ボランティア育成事業 ・カットボランティアグループやさしい手 ・ボランティアの募集・登録	● ボランティア活動の登録・斡旋・コーディネート 寝たきり高齢者へのカットサービス(年/4回)
3. 心配ごと相談所 心配ごと相談員 ・行政相談員 2名 ・人権相談員 4名 ・民生委員 6名	● 心配ごと相談、行政相談、人権相談等 総合相談機関として、毎月15日、午前10時から午後3時まで長南町中央公民館にて開設。 (1回3名の相談員体制)
4. 地域福祉推進支援事業 ・地区社会福祉協議会育成・援助 ・いきいきサロンの推進・援助 ・地域交流事業	● 地区社会福祉協議会の事業援助(助成金) 地区社協～友愛訪問・いきいきサロンの開催～ 小地域単位の交流事業。
5. 日常生活自立支援事業 生活支援員 登録者 3名	● 日常生活を送る上で、十分な判断が出来ない方や 体の不自由な方の地域生活支援の相談・受付。 (福祉サービス利用援助・財産管理サービス等)
6. 給食サービス事業 希望対象者 73名 ボランティア 40名 (4班に別れ交替で弁当づくり)	● 給食ボランティアみのり会の会員による毎月 3回(第2・3・4木曜日)手作り弁当の調理 及び配達をして安否確認を行う。 (利用料1食/100円)
7. 福祉用具貸出事業 車椅子 16台・電動ベット8台	● 介護用品の相談、貸出器具の申込み受付。 貸出器具の衛生管理、保管。
8. 紙おむつ支給事業 紙おむつ、パンツ、尿とりパット いずれか希望のものを支給	● 紙おむつを常時使用している要介護高齢者及び 重度身体障害者(児)を対象に年間3回程度 支給する。(1回/50枚)
9. 資金貸し付け事業 ・福祉金庫(町社協単独事業) (限度額20万円・無利子) ・生活福祉資金(県社協委託事業) ・高齢者及び重度障害者居室等増改築 貸付資金(県社協委託貸付)利息3% ・臨時特例つなぎ資金	● 低所得世帯に対して貸し付けを行う。 県委託の貸し付け事業については、貸し付け 相談、受付、申請事務を行う。
10. 児童クラブ 通常時間利用者 20名 長期休業期間利用者 20名 指導体制 児童支援員 1名 支援補助員 1名 アルバイト 6名	● 放課後児童健全育成事業の一環として、就労 及び家庭の事情等のため、放課後に家庭での 子育てに支障が生じる児童を預かる。 通常開設時間 放課後から午後6時30分 長期休業期間 午前8時から午後6時30分 開設場所 旧長南幼稚園

事業名	事業内容
11. 高齢者と気あいあい事業 毎月2回(第2・第4火曜日) 開設時間 午前10時から 午後2時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会的交流が比較的少ない高齢者を対象に、定期的に交流の場を作り、健康活動等を行う。 (送迎有・健康活動・昼食・レクリエーション) (利用料1回/350円)</li> </ul>
12. 居宅介護支援事業 介護支援専門員 2名 開設時間 午前8時30分から 午後5時15分まで 休業日 土曜・日曜・祝日 年末年始休業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護サービス利用者が、可能な限り居宅において自立した日常生活ができるように本人又は家族の相談に応じ、介護サービス計画を作成する。</li> <li>●福祉サービスの情報提供、各種サービスの調整。</li> </ul>
13. 訪問介護事業 ホームヘルパー 3名 開設時間 午前8時から午後8時まで 休業日 年末年始休業期間 (12月28日から1月3日まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食事作り、買い物、掃除、洗濯等の生活援助及び、おむつ交換、入浴介助、外出介助等の身体介護サービスの提供。</li> <li>●介護保険認定者へサービス提供。</li> <li>●介護保険認定外者へサービス提供。 (町受託事業：ふれあい事業)</li> </ul>
14. 介護予防訪問介護事業 ホームヘルパー 3名(兼務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険認定者(要支援1・2)へサービス提供。</li> <li>●利用者が、自立した日常生活を営めるように食事掃除、洗濯などの生活支援を行う。</li> </ul>
15. 独居老人訪問事業 独居老人訪問調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●独居老人世帯の生活状況調査。 調査票の作成・要支援高齢者の把握、定期訪問、福祉サービス利用へ連絡調整。</li> </ul>
16. 福祉団体育成 老人クラブ連合会 身障福祉会 遺族会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体活動の援助、支援活動。</li> </ul>